

令和6年度 第1回 川西市地域公共交通会議

次第

日時 令和6年7月24日（水）

午後2時00分～4時00分（予定）

場所 アステ市民プラザ ホール1

1. 開会

2. 協議

（1）会長、副会長の選任について

（2）運賃協議部会の設置について 【資料1-1】【資料1-2】

（3）川西市公共交通計画の推進について 【資料2】

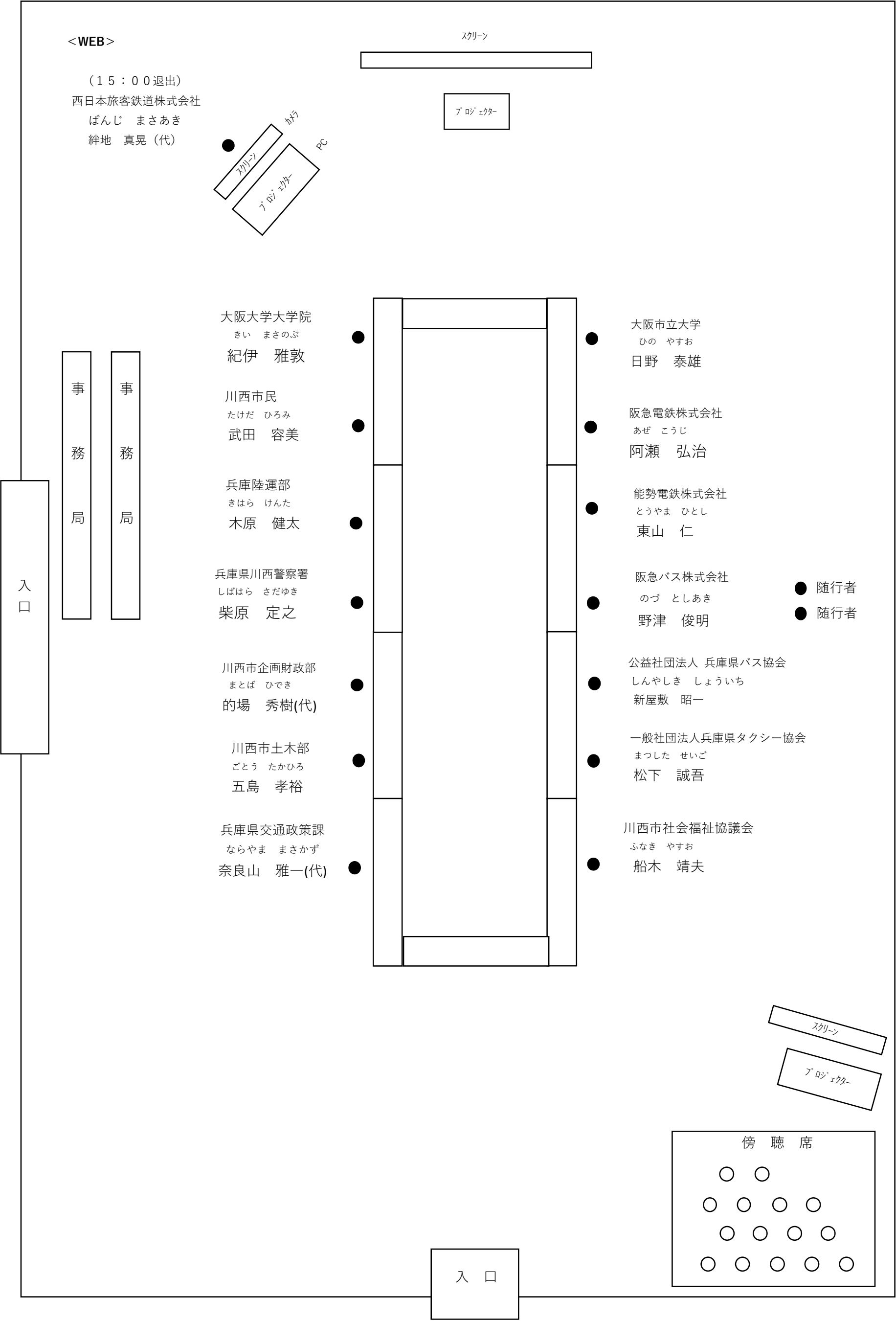
3. 報告

（1）令和6年10月以降の平野山下線・大和団地線の運行について【資料3-1～3-4】

4. その他

5. 閉会

令和 6 年度 第 1 回 川西市地域公共交通会議 配席図



令和6年度 第1回 川西市地域公共交通会議 出席者名簿

委員

構成団体	所属	役職	構成員		出席者
大阪市立大学		名誉教授	日野 泰雄	ひの やすお	同左
大阪大学大学院	工学研究科 環境エネルギー工学専攻 共生環境デザイン学講座・共生都市計画学領域	教授	紀伊 雅敦	きい まさのぶ	同左
西日本旅客鉄道株式会社	近畿統括本部 兵庫支社	課長	森口 洋平	もりぐち ようへい	絆地 真晃(WEB)
阪急電鉄株式会社	都市交通事業本部 沿線まちづくり推進部	部長	阿瀬 弘治	あぜ こうじ	同左
能勢電鉄株式会社	鉄道事業部	副部長	東山 仁	とうやま ひとし	同左
阪急バス株式会社	自動車事業本部営業企画部(地域公共交通担当) 兼 新モビリティ推進部	部長	野津 俊明	のづ としあき	同左
公益社団法人 兵庫県バス協会		専務理事	新屋敷 昭一	しんやしき しょういち	同左
一般社団法人 兵庫県タクシー協会 株式会社フクユ		代表取締役	松下 誠吾	まつした せいご	同左
兵庫県交通運輸産業労働組合協議会	阪神地域協議会	副執行委員長	石崎 宏司	いしざき こうじ	欠席
川西市コミュニティ協議会連合会 北陵コミュニティ協議会		会長	杉本 勝広	すぎもと かつひろ	欠席
社会福祉法人 川西市社会福祉協議会		常務理事	船木 靖夫	ふなき やすお	同左
川西市民		—	武田 容美	たけだ ひろみ	同左
国土交通省	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門	首席運輸企画専門官	木原 健太	きはら けんた	同左
兵庫県	阪神北県民局 宝塚土木事務所	所長	家永 薫	いえなが かおる	欠席
兵庫県川西警察署	交通課	課長	柴原 定之	しばはら さだゆき	同左
川西市	企画財政部	部長	作田 哲也	さくた てつや	的場 秀樹
川西市	土木部	部長	五島 孝裕	ごとう たかひろ	同左

オブザーバー

兵庫県	兵庫県土木部 交通政策課	副課長 兼 地域交通班長	新田 博史	につた ひろふみ	奈良山 雅一
-----	-----------------	--------------	-------	----------	--------



運賃協議部会の設置、 運営要領について

～法改正の内容～

協議会（運賃等）について

1. 概要

- ・従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、独禁法に抵触しない形で協議を行うために設置される
- ・地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線に係る運賃等について協議

2. 開催方法

- ・独禁法に抵触しないために構成員を限定し、地域公共交通会議とは別のかたちで開催する必要がある
- ※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合、地域公共交通会議構成員を退室又は別室で協議を行うなど同一に協議しないように留意が必要
- ※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議をする必要がある

3. 協議運賃の協議にあたり、市町村（又は都道府県）は、あらかじめ公聴会その他の措置を行う必要

- ・公聴会とはあくまで法令上の例示にすぎないため、代わりにその他の方法での意見の聴取でも可能

（例）①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）

②市政広報誌、市町村ホームページ（住民、利用者、利害関係者）

③自治会への説明会（住民、利用者）

④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者） ※（）内は想定する対象者

公聴会を開催しない場合、最低でも上記①と②はいずれかを実施、上記③と④は併せて実施

～法改正の内容～

令和5年10月1日の道路運送法改正により、協議運賃の協議方法が見直された。

運賃等の協議について

○主な改正点

現行

①地域公共交通会議

構成員

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

協議運賃は地交会議で協議

改正後

①地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条）

構成員（道路運送法施行規則第4条の2）

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

※協議運賃の協議は行わない

②協議会（運賃等）（道路運送法第9条第4項）

構成員

- ・市町村（又は都道府県）
- ・協議運賃を定めようとするバスorタクシー
- ・住民意見代表者（市町村又は都道府県が指定）
- ・地方運輸局長

※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議をする必要がある

※市町村（又は都道府県）は、あらかじめ公聴会等の措置

公聴会以外の方法について（例示）

- ①パブコメ
- ②市政広報誌、市町村ホームページ
- ③自治会への説明会 及び 業界団体を通じた事業者説明

上記①②③のいずれかを実施する

改正のポイント

①路線新設等の場合

「地交会議」と「協議会（運賃等）」とで協議を行う必要がある。

②連続して協議を行う場合

「協議会（運賃等）」の構成員となっていない地交会議の構成員には退室してもらう必要がある。

③軽微運賃について（道路運送法第10条第1項）

- ・定期観光運送 ・高速バス ・臨時運送
 - ・路線不定期 ・区域運行
- 協議会（運賃等）での協議は不要

～運賃協議会の設置について～

川西市地域公共交通会議規則（一部抜粋）

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

（1）**地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項**

（部会）

第8条 会長は必要があると認めるときは、交通会議に**部会を置くことができる。**

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

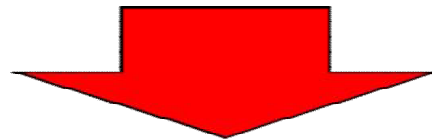
4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を交通会議に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前3条の規定は、部会について準用する。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、交通会議が定める。



【事務局案】

上記規則に基づき、協議運賃の協議をする際は、運賃協議部会を設置する。

また、運賃協議部会の運営要領は【資料1-2】のとおりとする。

～（参考）協議運賃の協議方法～

協議運賃の協議方法について（例）

道路運送法第9条第4項、第5項に基づく運賃の協議について

- ・独占禁止法に抵触しないために構成員を限定し、**地域公共交通会議とは別のかたちで運賃を協議**する必要がある。
- ・構成員は原則、次の4者とする。市町または県、運行事業者、兵庫陸運部、市町の長または知事が指名する住民代表。
なお、運行事業者が複数存在する場合は、**1事業者ごとに個別に協議を行う**必要がある。
- ・運賃の協議をするときは、**あらかじめ公聴会の開催や住民・利用者・利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる**必要がある。

協議運賃の協議の流れ（例）

路線新設の場合

・路線の新設については、道路運送法施行規則第4条に基づく地域公共交通会議等において協議を行う。

●協議運賃の協議の流れ（現行の協議会等を活かし『運賃部会』を設置する場合）

1. 地域公共交通会議等において、運賃部会を設置することを協議し、承認を得る。
ただし、協議事項が部会設置のみの場合は、書面協議でも差し支えない。
2. 運賃部会を開催し、関係者で運賃についての提案を行い、調整する。
ただし、自治体が運送を行う事業者と調整を行い、運賃部会メンバーに共有することでも差し支えない。
3. 公聴会の開催や住民・利用者・利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる。
（道路運送法第9条第5項に基づくもの）
・実施方法や意見の募集期間については、地域の実情を踏まえた実施が可能。
主な実施方法としては、公聴会、市政広報誌、自治会への説明会・業界団体を通じた事業者説明、自治体HP等が考えられる。
4. 運賃部会を開催し、運賃について協議を行い、運賃を決定する。
5. 地域公共交通会議等において、運賃部会で決定した運賃を報告する。
6. 運賃の申請時に添付する協議が調った証明書は、運賃部会で作成し提出する。

運賃協議を省略することが可能なケース

- 以下の場合等において、従来の協議運賃を適用することについてあらかじめ協議が調っている場合。
- ・均一運賃で運行しているコミバス等の路線変更・延長にともなう運賃の設定。
 - ・運賃の設定が必要な停留所の新設・位置変更を行う場合。

○川西市地域公共交通会議運賃協議部会運営要領

令和6年 月 日

(趣旨)

第1条 この要領は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という）第9条第4項の規定に基づき、川西市内における住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）についての協議及びその他連絡調整を行うため、川西市地域公共交通会議規則（以下「規則」という。）第8条第1項の規定に基づき、川西市地域公共交通会議（以下「会議」という。）の部会として設置する組織及びその運営に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 本要領による部会は、次条の協議事項の協議等を行うため設置することとし、名称は、運賃協議部会（以下「部会」という。）とする。
- 2 部会は、法第9条第4項に基づき運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者ごとに設置する。
 - 3 次条第1項第1号の協議をするときは、あらかじめ公聴会の開催、もしくは住民、利用者、利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(協議事項)

- 第3条 部会は、次に掲げる事項の協議を行うものとする。
- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃等に関する事項
 - (2) 部会の運営方法その他部会が必要と認める事項

(構成員)

- 第4条 部会の構成員は、法第9条第4項の規定に基づき、規則第3条第2項に規定している会議委員の中から、会議の会長が指名する。
- 2 部会の構成員の任期は、規則第3条第3項及び第4項の規定に基づき、会議委員の在任期間とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (1) 川西市の職員
 - (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
 - (3) 国土交通省神戸運輸管理部兵庫陸運部の職員
 - (4) 関係住民の意見を代表する者

(部会長)

- 第5条 部会の部会長は、会議会長が指名する構成員をもって充てる。
- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
 - 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会は部会長が招集する。

- 2 部会は構成員の過半数が出席しなければ開催できない。
- 3 部会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会は原則として非公開とする。ただし、部会長が必要があると認めるときは、公開とすることができる。

(書面による決議)

第7条 部会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、書面により構成員の意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって部会の決議に代えることができる。

- (1) 緊急の決議を要し、かつ、部会の招集又は成立が困難なとき
- (2) 部会長が軽微な事案と認めるとき

(協議結果の取扱い)

第8条 部会において協議が調った事項について、構成員は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、土木部交通政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要領の改正は、部会長の承認をもって行うものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和6年 月 日から施行する。



川西市公共交通計画 の推進について

基本理念と基本方針について

基本理念

市民生活の質の向上を可能にする交通サービスの実現をめざして



	基本方針	概 要
1	誰もが移動しやすい 公共交通サービスの整備	誰もが多様な交通手段を選択して移動できる環境を構築するため、公共交通について、市民の財産としての認識を深めるとともに、市民ニーズにあったサービスの整備を図る。
2	環境にやさしくまちの 賑わい向上につながる 公共交通の利用環境の整備	市民の環境配慮の意識を高めるとともに、乗継などの公共交通の利便性の向上を行うことで、自家用車から公共交通への転換を促進し、中心市街地や各地域拠点の賑わいの向上を図り、環境にやさしいまちの実現をめざす。
3	日常生活を支える 地域内交通サービスの構築	人口減少や高齢化等の社会環境の変化や地域の特徴に応じて、誰もが快適な環境で暮らせるまちを実現するため、自家用車だけに頼らずに移動できる環境づくりとして、身近な地域内交通を地域住民・交通事業者・市が一体となって構築していく。

～地域公共交通会議の位置づけ～

基本方針1～3の実現に向け、令和6年度から計画に記載の様々な施策を実施するにあたり、**施策内容について協議する場、また、施策の進捗状況を報告する場**として位置づけ。

川西市公共交通計画に記載の施策一覧

基本方針1

※赤字・赤枠は重点施策
他の方針と重複するものを記載

- ・地域の移動課題対策支援事業
- ・公共交通維持及び利便性向上に向けた事業者連絡会の設置
- ・渋滞・違法駐車対策の推進
- ・タクシーの利用環境向上に向けた検討
- ・ユニバーサルデザインタクシーの導入
- ・隣接自治体との連携推進
- ・安全対策の推進

基本方針2

基本方針3

基本方針2

基本方針2

基本方針3

基本方針3

基本方針2

基本方針2

- ・モビリティ・マネジメント(MM)の充実
- ・公共交通利用者増に向けた取組の実施
- ・EVバスの導入等の推進
- ・福祉施設・コミュニティ等と連携した情報発信

基本方針1

基本方針3

- ・地域住民による訪問型支えあい活動に対する支援

本日の協議事項と報告事項について

《協議事項》

①地域の移動課題対策支援事業

基本方針1

基本方針2

基本方針3

協議事項1 本事業の支援地区の決定について

《報告事項》

②公共交通利用者増に向けた取組の実施

基本方針2

⇒施策の目的・実施概要や参加イベントなどの報告

③事業者連絡会の設置

基本方針1

基本方針2

⇒施策の概要や、今後の開催スケジュールなどの報告

①地域の移動課題対策支援事業について(概要)

基本方針1

基本方針2

基本方針3

【目的】

市内各地域の交通状況・住環境に応じた交通サービスを構築する事を目的に、地域の移動課題解決（既存公共交通の維持、公共交通不便地域への移動手段の確保）に向けた地域住民の主体的な取組を支援する。

～事業の概要について～

●対象⇒コミュニティに属する組織

●対象者数

・移動課題に係る検討：制限無し ⇒ 交通に対する相談は随時受付中

・課題解決策の検討：2地区程度を想定(年間)

【初年度】地域団体における課題解決策検討に向けた支援

【学識者を交え課題解決に向けた具体策を検討・決定】

⇒学識者招聘に係る費用や事業実施に向けたニーズ調査費用(アンケート費用) など

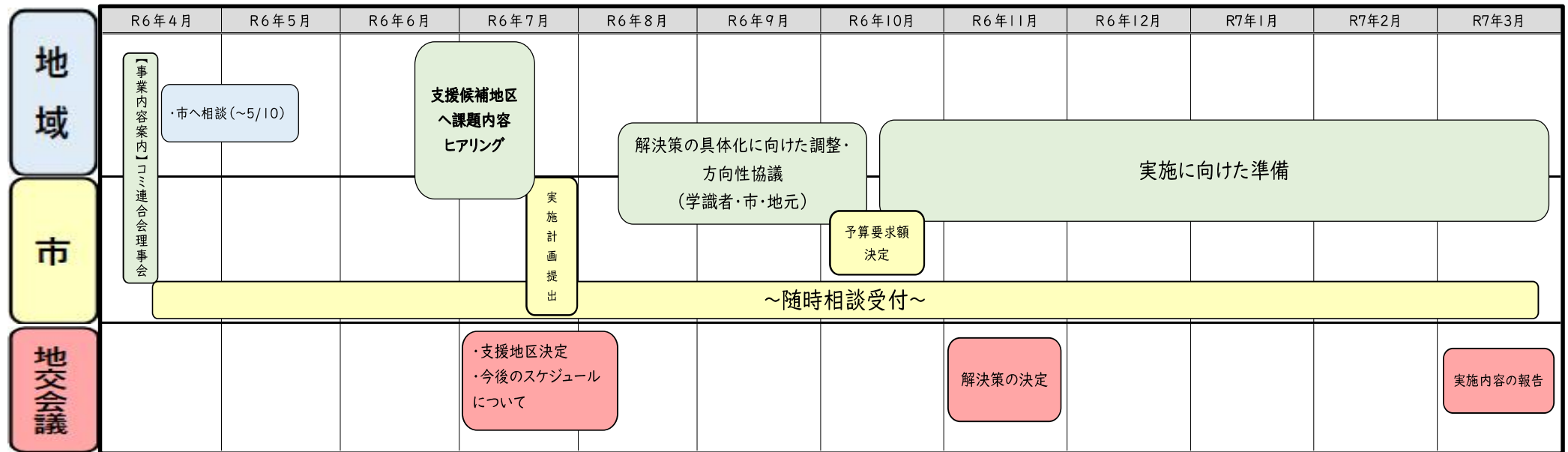
【次年度以降】具体的な課題解決策の実施に係る経費を補助

【具体的な課題解決策の実施】

無料乗車券代や販促代金、車両リース代・保険代などの様々な費用に対する支援を想定。

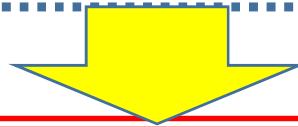
令和6年度のスケジュールと支援地区について（協議）

～令和6年度のスケジュール～



4月17日

川西市内の各コミュニティの会長へ周知し、支援希望のコミュニティを募集（5月10日メ）。



【事務局案】

本施策の支援を希望したコミュニティは、**東谷コミュニティと緑台・陽明コミュニティの2地区であったため、この2地区を令和6年度の本事業支援地区として決定する。**

※上記の2地区以外にも、バス路線別収支額や利用者数を勘案し、状況に応じて対応する。

②公共交通利用者増に向けた取組の実施について(報告)

基本方針2

【目的】

・公共交通(能勢電鉄・阪急バス)の利用者の増加 ・公共交通利用に関する市民意識の醸成

～事業の概要について～

【対象者】・・・公共交通を利用しイベントへ来場した人(自己申告制)

【配布枚数】・・・(予定)阪急バス約500枚(片道分) 300円 能勢電鉄約600枚(片道分) 250円
※配布時にアンケートを記入してもらい、効果検証を実施。

【有効期限】・・・イベント当日限り

～参加イベントの選定基準について～

- ①イベントの周知と一緒に、無料乗車券も周知ができる事。
- ②一定の規模のイベントである事(来場者1,000人以上)
- ③会場付近にバス停や駅がある事
- ④バス臨時便(無料送迎バス)がないイベント
- ⑤無料乗車券を配布することにより、参加者の増加が見込めるイベント



1. 秋の全国交通安全フェア 2024 9月21日(土)開催予定
2. (川西市制70周年記念イベント)キセラ・フェスタ 10月5日(土)開催予定
3. (川西市制70周年記念イベント)『阪急バス感謝Day2024 10月26日(土)開催予定

③事業者連絡会の設置について(報告)

基本方針1

基本方針2

【目的】

市内の各交通事業者が共通して抱える課題の共有、解決策の検討

～事業の概要について～

【構成員】・・・学識経験者

市内各交通事業者

土木部交通政策課

その他、事業者連絡会が特に必要と認める者

【開催方法】・・・意見交換会のため、原則非公開にて開催。

内容によっては、地域公共交通会議にて報告または、協議。

【開催状況】・・・令和6年6月26日に第一回を開催。

各事業者の課題を共有した。

〈主な課題〉

人員不足への対応、川西能勢口付近の渋滞対策、利用促進

【今後のスケジュール】・・・次回は10月の予定。

随時、各事業者と個別でも開催。

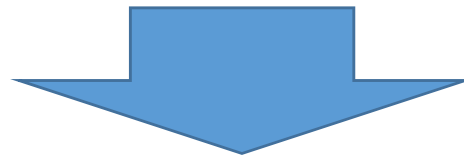
令和6年10月以降の平野山下線・
大和団地線の運行について

令和6年10月以降の路線バス運行(案)に対する署名活動と請願について

令和5年度第4回地域公共交通会議(令和6年3月18日開催)でご承認いただきました「令和6年10月以降の路線バス運行(案)」に対して、大和交通検討委員会が川西市議会宛に「大和循環バスの平日38便維持に関する請願書(資料3-2)」を地域で集めた署名と一緒に提出しました。

(請願事項)

大和循環バスを、令和6年10月からも平日38便で運行できるように支援を継続すること。



令和6年6月3日

「大和循環バス平日38便運行維持に関する請願書」が川西市議会に受理されました。

令和6年10月以降のバス暫定運行期間の予算（債務負担行為）について

《補正予算について》（資料3-3）

令和5年度第4回川西市公共交通会議で承認を受けました当該路線の令和6年10月以降の運行について、バス暫定運行期間（1.5年間）に対する補助金について、当初スケジュール通りに補正予算案（債務負担行為）を提出しました。（令和6年度川西市一般会計補正予算）

令和6年6月20日

- ①建設常任委員会で「令和6年度川西市一般会計補正予算」について、可決されました。
（付帯決議（資料3-4）有り 内容は以下のとおり）

【議案第41号 令和6年度川西市一般会計補正予算（第1回）付帯決議内容】

- ・路線バス運行支援事業費補助金について、人件費や燃料費等の動向を踏まえ、付帯決議を受けて設定した金額を適宜見直すなど柔軟に対応すること。
- ・大和循環バスの運行支援について、令和6年10月以降も地域住民の願いを踏まえ、平日38便の運行が可能となるよう必要な措置を講じること。

- ②補正予算が可決された後に、地域が提出した「大和循環バスの平日38便運行維持に関する請願書」について同委員会で採択されました。

令和6年6月28日

- 定例市議会にて、①「令和6年度川西市一般会計補正予算」が原案のとおり可決され、②「大和循環バスの平日38便運行維持に関する請願書」が採択されました。

(参考) 実績値を踏まえた推計表

前回会議でお示した予測数値と 令和6年6月までの輸送人員実績

※令和6年度目標輸送人員=159,033人

予測数値(人) ※前回会議資料抜粋	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	R6年度輸送人員
	12,186	11,777	12,003	10,734	10,858	12,305	11,823	12,064	12,667	12,185	12,667	11,461	142,731
実績を踏まえた推計	12,186	11,777	12,003	10,734	11,149	11,648	12,544	12,695	12,710	12,395	12,886	11,658	144,384
差	0	0	0	0	291	▲ 657	721	631	43	210	218	197	1,654

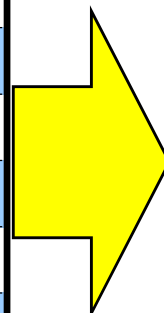
7月・8月・9月の予測数値

⇒2月～6月までの増加率(対予測数値)も加味して算出

(参考) 大和団地線 平日38便と30便のダイヤ(案)比較

変更前
(平日:38便)

平日	大和団地線		
6	①14	②34	①54
7	②14	①34	②54
8	①21	②44	
9	③4	④34	
10	③4	④34	
11	③4	④34	
12	③4	④34	
13	③4	④34	
14	③4	④34	
15	③4	④34	
16	③4	④34	
17	③4	④34	
18	①4	②34	①57
19	②17	①37	②57
20	①17	②37	
21	①3	②33	
22	①7	②33	



変更後
(平日:30便)

平日	大和団地線		
6	②51		
7	①14	②37	①59
8	②21	①44	
9	④20	③50	
10	④21	③54	
11	④34		
12	③4	④34	
13	③14	④44	
14	③14	④54	
15	③34		
16	④14	③44	
17	④14	③44	
18	②14	①37	②57
19	①17	②37	①57
20	②17	①37	

令和 6 年 第 2 回 川 西 市 議 会 定 例 会

請 願 文 書 表

受 理 番 号	第 3 号
受 理 年 月 日	令和 6 年 6 月 3 日
件 名	大和循環バスの平日 3 8 便運行維持に関する請願書
請願者の住所 及 び 氏 名	川西市大和西 2 丁目 5 - 1 牧の台会館 大和交通検討委員会 委員長 南野 繁夫 外 8 0 8 0 名署名
請 願 の 要 旨	別紙請願書写のとおり
紹 介 議 員 名	松 隈 紀 文 長 田 拓 也 加 茂 文 子 榮 奈 津 子 黒 田 美 智
付託委員会名	建設常任委員会

(写)

請 願 趣 旨

令和6年3月18日、川西市地域公共交通会議において、事務局から「平日38便を30便にする」ことが提案され承認されました。坂道が多く、高齢化率も高く、団塊の世代の免許証返納が加速する今、大和循環バスの減便は高齢者のみならず、子どもや車を持たない若い世代など、交通弱者にとって生活の基盤を揺るがす大きな問題です。高齢化が進行し、人口が減少する地域においては、バスや鉄道の減便や廃止など、交通サービスの低下が全国的に課題となっており、本請願は大和地域に焦点を当てたものですが、本市の他の地域でもいずれ同様の事象が起こりうる、いわば全市的な課題でもあります。また、地域公共交通が衰退する地域における住民の移動手段の確保は、行政の責務であると考えます。

これまでも、大和交通検討委員会が、運賃の値上げや、ダイヤの見直しなどに取り組んできており、過去には3000万円以上になったこともある赤字が、令和4年10月から令和5年9月までの1年間では1612万円となり、市補助金の予算額に比べて約500万円も少なかったことから、赤字改善が進んでいると考えています。

しかし、今回の決定に至るまでにも、当委員会は市に対して「平日38便存続」のため、地域ができるいくつかの具体的提案をしましたが、その話し合いもないまま、今回の承認に至りました。今、便数を減らせば乗る人が減り、利用者減のスパイラルに陥ることは、火を見るよりも明らかです。

市の方針である「バスに代わる新たな交通手段を地域住民で考え運行すること」などできるはずもなく、地域内交通手段は阪急バスしかありません。これは、地域公共交通会議において、メンバーの大学教授が、「基本方針にある誰もが満足できるような移動しやすい公共交通サービスの整備を考えるときに、今の路線バスが担っている役割はかなり大きい。そのサービスをいかに維持、できれば改善していく、という策を打っていないといけない。オンデマ

ンドで対応していくというのは、ナンセンスだ。（略）路線バスを採算ベースだけで考えたり、地域へのMM（モビリティ・マネジメント）だけで利用促進を頑張れというのは、非常に厳しい。行政の補助をいかに確保していくのかというのは、これから川西市が議論すべき内容ではないか。（略）この路線バスの持っている意味、公共交通の中で持っている意味を検討していかないといけない。オンデマンドや自動運転などで、住民ごとの交通を代替していくのは、かなり難しいと思う。下手すると、公共交通事業者から見放される川西市になってしまう可能性があり、非常に懸念しているというのが、行政計画を見た率直な感想である。（略）計画の内容を着実に進めていけば、川西市にとって明るい未来が待っているとは思えない。」と発言されていることから明らかです。

また、令和５年１０月からの新ルートで運行や、令和６年４月からの畦野駅周辺の駐輪場有料化等の検証がないまま減便はしないで下さい。バスの利用促進は、一朝一夕で結果の出るものではありません。

令和６年１０月から大和循環平日バス３８便運行維持できるようお願いいたします。

請 願 事 項

大和循環バスを、令和６年１０月からも平日３８便で運行できるよう支援を継続すること

(抜粋)

議案第 41 号

令和6年度川西市一般会計補正予算

令和6年度川西市の一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和6年6月5日提出

川西市長 越 田 謙 治 郎

議41-1

第3表 債務負担行為補正
(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
路線バス運行支援事業費補助金	令和7年度	22,160

議41-4

予算説明資料2

債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正

(単位:千円)

事項	限度額	令和5年度 末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県 支出金	地方債	その他	
路線バス運行支援事業費補助金	22,160			令和7年度	22,160				22,160

議41-16

議案第41号 令和6年度川西市一般会計補正予算（第1回）
に対する付帯決議

今回、川西市一般会計において提出された補正予算案では、第3表債務負担行為補正において、令和6年3月18日開催の川西市地域公共交通会議で承認された大和循環バスを平日1日38便から30便にすることを内容とする路線バス運行支援事業費補助金2216万円が計上されている。

近年、人口減少による利用者の減や運転士不足も相俟って地域公共交通におけるバス路線の減便や廃止は全国的に発生している事象であり、市内を走るバス路線についても減便が行われている状況である。特に、大和循環バスについては、路線維持のためにルート変更や運賃の値上げなど、地域住民も協力をして便数を維持してきた経緯がある中で、輸送人員の予測値をもって減便するのは拙速である感が否めない。また、当局が補助の上限としている1477万3000円については、平成17年度一般会計予算審査特別委員会の付帯決議を受けて設定されてから一度も見直されていないことにも違和感を覚えるものである。

しかし一方で、この補正予算案を可決しないことには、大和循環バスの運行を継続することはできず、議会においても苦渋の選択を求められているところである。そこで、路線バスの運行支援にあたっては、平日38便が運行可能な支援の継続を求める請願が地域から今期定例市議会に提出されていることも考慮し、当委員会 は同事業の今後の取り組みに対し下記の事項について、ここに強く要望する。

1. 路線バス運行支援事業費補助金について、人件費や燃料費等の動向を踏まえ、付帯決議を受けて設定した金額を適宜見直すなど柔軟に対応すること。
2. 大和循環バスの運行支援について、令和6年10月以降も地域住民の願いを踏まえ、平日38便の運行が可能となるよう必要な措置を講じること。

以上、決議する。

令和6年6月20日

建設常任委員会